

【電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)(抄)】

(事業の登録)

第二条の二 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第二条の五第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面、小売電気事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第二条の五 経済産業大臣は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二条の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書その申請書を提出した者に送付しなければならない。

【小売電気事業の登録の申請等に関する省令(平成27年経済産業省令第58号)(抄)】

(小売電気事業の登録申請)

第二条 法第二条の三第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 法第二条の三第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 二 その行う小売電気事業以外の事業の概要

3 法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条の五第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面
- 二 様式第二の小売電気事業遂行体制説明書
- 三 様式第三の苦情等処理体制説明書
- 四 申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書
- 五 申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
- 六 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が小売電気事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し
- 七 申請者が広域的運営推進機関の会員でない場合にあつては、当該申請者が広域的運営推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

4 (略)